

ポイント解説

金融庁企業会計審議会 第1回サステナビリティ情報保証部会における議論の概要

企業会計審議会第1回サステナビリティ情報保証部会が2026年5月25日に開催され、保証業務実施者が準拠すべき保証基準等の基本的な考え方と、国際基準との調整について議論が行われました。

■ 本部会において議論した主なポイント

背景

これまでの金融審議会のサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでの検討を踏まえ、2026年4月24日の企業会計審議会総会において、保証業務実施者が準拠すべき保証基準や品質管理基準等のあり方について、企業会計審議会に「サステナビリティ情報保証部会」を新設し審議を開始することが決定されました。

概要

金融庁の事務局から示された以下の点を中心に議論が行われ、総じて賛成する意見が聞かれました。

(1) 保証基準等の基本的な考え方

- 2027年3月を目指して利用可能とし、「国際基準と同等な基準としつつ必要な調整を行う方針」
- 当部会において、①国際基準と同等な基準としつつ必要な調整を行うべき点、②保証業務実施者が遵守すべき基本的な考え方（保証の目的・意義、特に遵守すべき重要な事項等）について意見書を取りまとめる方針
- 実務指針の策定方法について、「金融庁が関係機関と連携して策定する」方針

(2) 国際基準との調整

上記①については、以下の4つの論点を調整項目として扱う方向で議論が進みました。

- ①ガバナンスに責任を負う者：保証業務実施者がコミュニケーションを取るべき者に係る考え方
- ②部分保証：適用される規準や、保証範囲の明確化等、特有の論点への対応
- ③審査：保証業務の品質確保への対応のため、要求事項として審査の明確化
- ④引継・共同保証：国際基準上は要求事項とされていない保証業務実施者間の引継、共同保証に係る規定整備

■ サステナビリティ保証基準等の策定方針

保証基準

品質管理基準

倫理・独立性基準

保証基準		品質管理基準		倫理・独立性基準	
国際基準	日本	国際基準	日本	国際基準	日本
IAASB	企業会計審議会	IAASB	企業会計審議会	IESBA	企業会計審議会
	意見書		意見書		意見書
	金融庁・関係機関		金融庁・関係機関		金融庁・関係機関
	実務指針		実務指針		実務指針
ISSA5000	親基準無し	ISQM1	親基準無し	IESSA	親基準無し
					法規制
					金融商品取引法

(注) 点線の四角囲みは策定対象となる基準等。点線の四角囲みの上にある実線の四角囲みは当該基準等の策定主体。

参考

金融庁のサイト

[企業会計審議会第1回サステナビリティ情報保証部会 議事次第：金融庁](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<https://www.deloitte.com/jp/ja/about/group/deloitte-touche-tohmatsu.html>

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト・トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト・トーマツ、デロイト・トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイトアジアパシフィックリミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイトアジアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>